## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	1–3
許認可等の種類					
根拠法令条例 等•条項	児童福祉法施行規則第7条の10				
許認可等の概要	小児慢性特定疾病医療費支給認定を受けるために提出が必要な診断書を記載できる指 定医の指定				
審査基準(未設定の場合はその理由)	【参考】 〇児童祖法施名 都道府県知23年師のには、 「本記のでは、」」、「本記のでは、「本記のでは、」」、「本記のでは、「本記のでは、」」、「本記のでは、「本記のでは、」」、「本記のでは、」」、「本記のでは、」」、「本記のでは、」」、「本記のでは、」」、「本記のでは、」」、「本記のでは、」」、「本記のでは、」」、「本記のでは、」」、「本記のでは、」」、「本記のでは、」」、「本記のでは、」」、「本記のでは、」」、「本記のでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こ	行規則第7条の10 . 法第19条の3第13 (201号)に規定する のて、次の各号のい のとする。 をが定める認定機関 が行う研修を修了 は、前項の規定に	かかわらず、第7条 ・者その他指定医	、診断又は治療に こいる期間を含む。 5もののうち、第7条 れる者を、その申 医の資格を有する	)従事した経験を の13に規定する 請に基づき、指定 こと。 り指定医の指定を
基準の制定根拠	_				
標準処理期間(未設定の場合はその理由)	未設定(事実関係	ら の認定に難易差が がある。	があり、標準処理期	閉の設定が困難)	
期間の制定根拠	_	-	-		